

2024年12月2日 健康保険証が廃止されます

# マイナ保険証の登録はお早めに！

健康保険証は、2024年12月2日をもって廃止となり、以降は、マイナ保険証※を提示して医療機関を受診することが原則となります。マイナンバーカードを取得していない方や健康保険証利用の登録がお済みでない方は、すみやかに申請・登録を行いましょ。

※マイナ保険証とは、健康保険証利用の登録が完了しているマイナンバーカードを指します。

## 健康保険証廃止前後に「資格情報のお知らせ」「資格確認書」を送付・発行いたします

### ● 資格情報のお知らせ

ご自身の資格情報（マイナンバーカードに記載の個人番号下4桁を含む）をご確認いただき、安心してマイナ保険証をご利用いただくことを目的に、送付いたします。

必ず各自で大切に保管してください。

対象者 当健康保険組合の全加入者

送付時期 2024年10月までに一斉送付  
※新規加入者には、2024年12月2日以降も送付。  
ただし、個人番号下4桁の記載はありません。

使用方法

- ・自身の資格情報（記号・番号など）を確認する。
- ・医療機関や薬局の受付で、カードリーダーが使えずマイナ保険証での受付ができない場合に、マイナ保険証とともに提示する等。  
※マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能。

### ● 資格確認書

健康保険証廃止後、マイナ保険証の登録がお済みでない方などが、一定期間保険診療を受けられるよう、発行いたします。

対象者

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・健康保険証利用の登録がお済みでない方

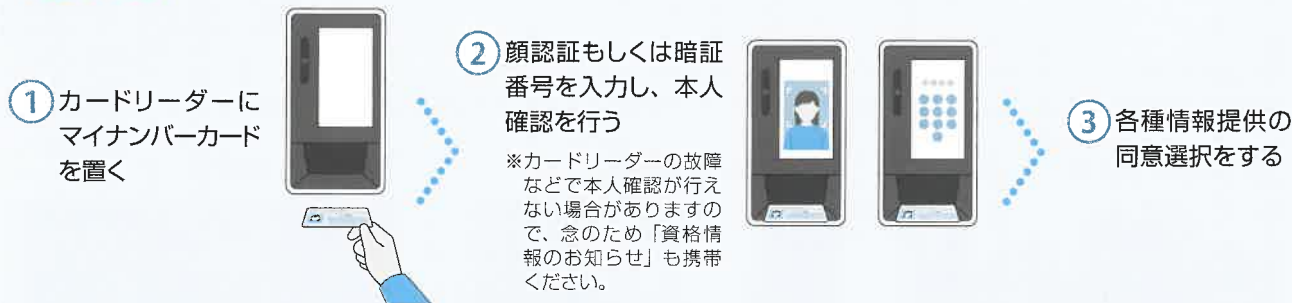
送付時期 2024年12月2日以降

## 健康保険証廃止後の受診方法

### ▶ マイナ保険証で受診する

マイナンバーカードを健康保険証として使用するには健康保険証利用の登録が必要です。登録方法は、次ページをご確認ください。

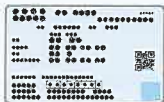
#### 【受付方法】



### ▶ 健康保険証または資格確認書で受診する

健康保険証および資格確認書は、2024年12月2日以降もご使用いただけますが、**期限付き**です。

#### ● 健康保険証



経過措置として、すでに交付されている健康保険証については、廃止後も最大1年間使用いただけます。  
**2025年12月2日以降はご使用いただけません。**

#### ● 資格確認書

健康保険証廃止後、**一定期間**はご使用いただけます。